

長洲中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する基本方針

すべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級、どの生徒にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係な生徒はいない」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、すべての教育活動を通して「いじめは絶対許さない学校」づくりを推進し、「いじめゼロ」をスローガンに、生徒と教職員、保護者、関係機関が一丸となって、全力でいじめ防止に努める。

いじめ防止の基本として5つのポイントを上げる。

- (1) いじめを絶対許さない、絶対見過ごさない学校をつくる。
- (2) すべての教育活動を通して生徒の豊かな情操と道徳心を培い、生徒一人一人の自己有用感を高め、自他を尊重する精神を養い、いじめ防止に努める。
- (3) いじめの早期発見のために、有効な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、関係機関等と協力して解決にあたる。
- (5) 学校と家庭、関係機関等が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの定義

いじめとは、「当該生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的、肉体的な苦痛を感じているもの」である。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

3 いじめ防止等の対策のための組織

- (1) 生徒指導部会（校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導）は次の取組を計画的に行う。
 - ①いじめ防止、早期発見と早期対応、早期解決と再発防止についての検討等
 - ②「いじめ実態調査」等のアンケートの実施
 - ③教育相談の実施
 - ④教職員の研修の立案・実施
- (2) いじめ防止対策委員会（校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導、担任教諭、養護教諭、教育委員会代表、PTA 代表等）は、生徒指導部会で取り上げられた重大事案等を協議し、適切で迅速な対応を行う。

4 いじめ防止に関する基本的対策

(1) 予防に関すること

学級や学年、部活動等での望ましい仲間作りを推進するとともに、道徳の時間や体験活動、人権教育の充実に努める。

- ①毎月の「いじめ実態調査」と教育相談を実施する。
- ②生徒の日記等への教師の適切な支援を行う。
- ③道徳や人権教育を通し、命の尊さや人権尊重の精神を育む。
- ④「命を大切にする」プログラムを通し、生命尊重の精神を育む。
- ⑤ AHS 活動等を通し、ボランティアの精神を涵養する。
- ⑥生徒会による「いじめ撲滅宣言」の提案とその取組
- ⑦生徒相互及び生徒と教職員のコミュニケーションの確立に努める。

- ⑧保護者と教職員の信頼関係の確立に努める。
- (2) 対応に関すること
- ①いじめが予見または認知された場合は、管理等への報告・連絡・相談を徹底するとともに、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
 - ②常に被害者の立場に立った対応を心がける。
 - ③いじめの実態と原因把握、全職員の共通理解を図る。
- (3) 相談に関すること
- ①生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
 - ②教育相談の充実を図る。
 - ③ SC や SSW、町の自立支援員等を効果的に活用し、幅広い情報収集と適切な対応を行う。
 - ④学校に相談できず問題が深刻化することを防ぐため、生徒及び保護者に外部相談機関を周知する。
- 熊本県いじめ相談電話（月～金、17:15～翌日 8:30） 0570-078310
 熊本いのちの電話（毎月 10 日、8:00～翌日 8:00） 096-353-4343、0120--738-556
 熊本こころの電話（年中無休 10:00～22:00）096-285-6688
- (4) 連携に関すること
- ①教育相談、学年学級懇談会、部活動保護者会等のあらゆる機会を利用して、保護者との連携を十分に図る。
 - ②学校ホームページ、学校学級通信等を通して適切な情報発信と情報収集に努める。また地域行事への参加を通して、地域住民との連携を深める。
 - ③町生徒指導部会を定期的に開催することにより、小中の連携や近隣の警察署や交番との連携を図る。
- (5) インターネットを通して行われるいじめ対策
- インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であり事態の複雑化・広域化・長期化が心配されることから、啓発等の予防に努める。
- ①情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
 - ②校内への携帯電話やスマートホン等の持ち込みや使用は禁止する。
 - ③生徒の携帯電話やスマートホン、PC 等の利用については、保護者の責任と監督下で行われるよう協力を呼びかける。
 - ④掲示板やラインへの書き込み等については、PTA 懇談会で保護者啓発を行う。
 - ⑤事案発生時は迅速、正確に事実を把握し、保護者へ事実を伝え、生徒や保護者への支援や指導を行い、事案の推移を継続的に注視し、再発防止に努める。

5 いじめ防止等に関する年間計画

4 月	いじめ実態調査、PTA 総会、家庭訪問	10 月	いじめ実態調査、県人権子ども集会
5 月	いじめ実態調査、体育大会、弁論大会	11 月	いじめ実態調査、教育相談、人権教育講演会
6 月	いじめ実態調査、教育相談、地区懇談会、生徒会いじめ撲滅宣言	12 月	心のアンケート、町 PTA 研修
7 月	いじめ実態調査、保護者懇談会、教育講演会	1 月	いじめ実態調査
8 月	長洲玉東人権教育研修会	2 月	いじめ実態調査
9 月	いじめ実態調査、AHS 活動	3 月	いじめ実態調査

6 重大事案への対応について

生徒の生命や心身又は財産に重大な被害がある重大事案や被害者が相当期間欠席を

余儀なくされる重大事案、多人数によるいじめが相当期間継続している重大事案等については、次の点に留意し厳正に対応する。

- (1) すみやかに長洲町教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等への通報を行い、支援を要請する。
- (2) 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害生徒の今後について長洲町教育委員会と協議する。
- (3) 加害生徒について、改善が望めず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について長洲町教育委員会と協議する。

7 いじめ防止基本マニュアル



